

公益財団法人 長岡市米百俵財団

平成30年度 高校留学奨学生募集要項

1 趣 旨

海外の高校に留学する高校生を支援することで、青少年の国際相互理解と国際友好を促進するとともに、将来、国際的に活躍する人材の育成を図ることを目的としています。

2 対 象 者

公益財団法人A F S日本協会（A F S）又は公益財団法人Y F U日本国際交流財団（Y F U）の高校生留学派遣プログラムを利用して、約1年間の留学をする高校生

3 奨 学 金

A F S又はY F Uで定めるプログラム参加費の半額（60万円～80万円）を奨学金として給付します。なお、奨学金は当財団から各団体に直接支払います。

※ それ以外の経費（選考手数料、パスポート取得代、語学研修費等）は個人負担となります。

4 募集人数

3人

5 申込資格

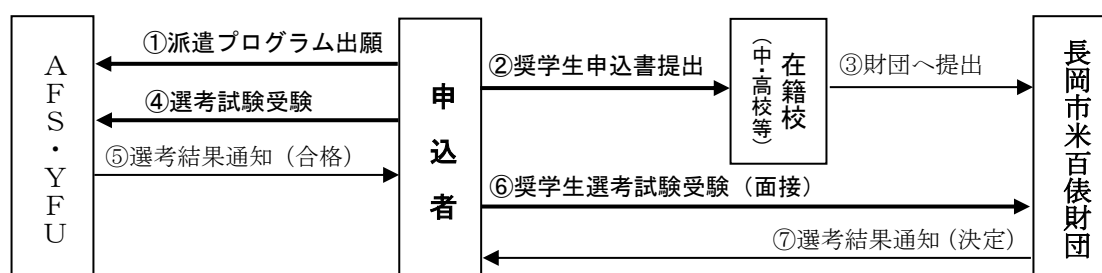
次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 奨学金の申込時点において新潟県内の高等学校又は高等専門学校¹の1学年又は2学年に在学していること。または、中学校の3学年に在学し、平成31年4月に新潟県内の高等学校又は高等専門学校に入学する予定であること。
- (2) 保護者が平成29年4月末日以前から引き続き長岡市内に居住していること。
- (3) A F S又はY F Uが実施する高校生留学派遣プログラムの選考試験に出願していること。
※ 平成30年8月末までに選考結果が判明し、留学が確定すること
- (4) 国際相互理解、異文化体験、国際友好等に興味と意欲があること。
- (5) 健康で、留学先でのホームステイ及び学校での学習に適応できること。
- (6) 留学に伴う他の奨学金を受けないこと。

6 申込みの手順

- (1) A F S又はY F Uの出願書類を各自で各団体に提出
- (2) 在籍する中学校、高等学校又は高等専門学校に奨学生申込書を提出（学校が当財団へ提出）
- (3) A F S又はY F Uが実施する選考試験を受験
- (4) A F S又はY F Uの選考試験合格者を対象に、当財団で書類審査及び面接による選考試験を行い、奨学生を決定

※ 申込みから決定までの流れ



7 申込書類

高校留学奨学生申込書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 高校留学奨学生調査書（学校長推薦書）
※ 氏名・生年月日・志望動機欄は本人が自筆で記入してください。
- (2) 長岡市米百俵財団 高校留学奨学生意向確認書（AFS又はYFU）
- (3) AFS又はYFUの選考試験申込書の写し
（申込み時点で選考試験の結果が通知されている場合は、結果通知書の写し）
- (4) 本人及び保護者の住民票の写し
- (5) 上半身写真（3.5×4cm、6か月以内に撮影したもの、申込書指定箇所に貼付）

※ なお、申込書類は、財団事務局に設置してあるほか、市内の中学校、県内の高校、高等専門学校、各支所等に設置してあります。また、下記のホームページからもダウンロードできます。

8 申込期間

平成30年5月1日（火曜日）から平成30年7月31日（火曜日）まで

※ 在籍する学校に奨学生申込書を提出してください。

9 選考試験

平成30年9月中旬（予定）に、面接試験を行います。

選考試験後、申込者及び在籍する学校に選考結果を通知します。

10 奨学生としての責務

- (1) 留学期間中及び帰国後にレポートを提出していただきます。
- (2) 奨学生の決定後に留学事前研修及び奨学生交流会を実施しますので、必ず参加してください。
- (3) 財団及び長岡市が主催するイベント等に積極的に参加してください。

11 その他

- (1) 留学先の決定など留学の実施方法については、すべてAFS又はYFUの指示に基づくものとします。
- (2) 当財団からAFS又はYFUへプログラム参加費を支払う前に、各団体から皆様へ一次納入金を請求される場合がありますが、この場合は各自でお支払ください。（一時納入金の取り扱いについては、各団体の規定に基づきますので、詳しくは各団体に御確認ください。）
- (3) 奨学生の決定後において留学を辞退する場合は、奨学生の決定を取消します。また、留学の辞退が奨学金の給付後の場合には、理由の如何を問わず、奨学金を全額返還してもらいます。

12 問い合わせ先

公益財団法人長岡市米百俵財団事務局（長岡市教育委員会教育総務課内）

〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 さいわいプラザ

電話 0258-39-2238 FAX 0258-39-2271

Eメール kyoso@kome100.ne.jp

ホームページ kome100.or.jp

（参考）

- 公益財団法人AFS日本協会 電話 03-6206-1911
- 公益財団法人YFU日本国際交流財団 電話 03-6550-9491